

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 租税特別措置法による税制優遇の適用制限

近年の税制改正により、資本金1億円以下の中小企業者向け優遇税制の適用が制限される場合があります。

<主な優遇税制に対する影響>

優遇税制		適用を受けられない法人	適用時期
中小企業投資促進税制	(要件) 中小企業者などが一定期間内に新品の機械及び装置などを取得等し事業の用に供した場合 (内容) 一定の特別償却又は税額控除	・適用除外事業者※1 ・中小企業者のうち、みなし大企業（発行済み株式の一定割合を大規模法人※2に所有されている法人）に該当する法人	2019年4月1日以後開始する事業年度
・少額減価償却資産の損金算入特例			
・軽減税率の15%適用 ・貸倒引当金の法定繰入率の適用		・適用除外事業者※1	

※1：適用除外事業者とは、平均所得（前3事業年度の平均所得金額）が15億円を超える中小企業者

※2：大規模法人（改正後）は、下記通りです。

- ・資本金又は出資金の額が1億円超の法人
- ・資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人超の法人
- ・大法人（資本金の額もしくは出資金の額が5億円以上である法人等をいう。）の100%子会社
- ・100%グループ内の複数の大法人に発行済み株式又は出資金の全部を保有されている法人

お見逃しなく！

研究開発費税制は、中小企業者以外の法人で、所得が増加しているにもかかわらず賃上げや設備投資に消極的な法人（「①当期所得が前期所得以下」、「②当期の継続雇用者の給与総額が前期の継続雇用者の給与総額を超える」、「③当期の設備投資額が減価償却費の10%を超える」のいずれにも該当しない企業）は適用できません（2018年4月1日以後開始する事業年度）。

交際費の定額控除は、適用除外事業者やみなし大企業に該当したとしても適用できます。（グループ法人税制による制限はある。）

所得拡大税制は、適用除外事業者やみなし大企業に該当することで中小企業者のみに適用される規定は適用できませんが、大企業向けの税制優遇を適用することができます。